

令和5年度 申出書提出一覧

特定(産業別) 最低賃金名	申出代表者	申出日	センサス等の 基幹的労働者数	申出による労働 協約等の適用 労働者数	比率(%)
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	自動車総連三重地方協議会 議長 葛山 真由美	令和5年6月30日	33, 974	16, 362	48. 2
三重県一般機械器具製造業最低賃金	JAM東海 三重県連絡会 会長 伊藤 久志	令和5年6月30日	14, 661	5, 113	34. 9
三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金	JAM東海 三重県連絡会 会長 伊藤 久志	令和5年6月30日	2, 185	995	45. 5
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	全日本電機・電子・情報開連産業労働組合連合会三重地方協議会 議長 森 美樹	令和5年7月3日	28, 782	16, 794	58. 3
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	全日本電線開連産業労働組合連合会 三重地方協議会 議長 伊藤 善雄	令和5年7月4日	1, 361	991	72. 8

*比率は「申出による労働協約等の適用労働者数」／「センサス等の基幹的労働者数」

三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の適用労働者数(人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
本田技研工業組合鈴鹿支部	本田技研工業㈱鈴鹿製作所	鈴鹿市平田町1907				令和5年5月25日	5,613	
エイチワン労働組合龜山支部	㈱エイチワン 龜山製作所	龜山市下庄町1701				令和5年3月30日	330	
柳河精機労働組合三重支部	柳河精機㈱龜山工場・鈴鹿工場	龜山市和田町1012番地				令和5年4月3日	218	
ホンダオートボディー労働組合	ホンダオートボディー(株)	四日市市上海老町東大沢1633-2				令和5年4月1日	492	
八千代工業労働組合鈴鹿支部	八千代工業㈱鈴鹿工場	鈴鹿市国府町石丸7764番地				令和5年4月7日	230	
ティ・エスティック労働組合 鈴鹿支部	ティ・エスティック㈱鈴鹿工場	鈴鹿市木田町60				令和5年4月1日	237	
エフティック労働組合龜山支部	㈱エフティック龜山事業所	龜山市白木町鷺山395-43				令和5年4月14日	226	
ホンダロジスティクス労働組合 三重ブロック	㈱ホンダロジスティクス三 重事業所	鈴鹿市庄野羽山3-8-1				令和5年4月25日	318	
デンソー労働組合	㈱デンソーサービス トヨタ車体㈱いなべ地区	いなべ市大安町門前1530				令和5年5月20日	4,127	
三互労働組合 いなべ支部	(株) 三互	いなべ市員弁町市之原10 いなべ市藤原町上相場2438-1				令和5年4月1日	2,767	
愛知機械工業労働組合 松阪支部	愛知機械工業㈱松阪工場・ 津事業所	松阪市大口町1503				令和5年3月16日	338	
日本特殊陶業労働組合 伊勢支部	日本特殊陶業(株) 伊勢工場	伊勢市円座町字細越871-6				令和5年4月21日	496	
ジャパンマリンユナイテッド津 労働組合	ジャパンマリンユナイテッド 津事業所	津市雲出鋼管町1番地				令和5年5月15日	231	
計	14事業所					令和5年4月1日	739	
							16,362	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の()内は、月額又は日額にて表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

三重県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の適用労働者数(人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
KYB労働組合三重支部	カヤバ株式会社 三重工場	津市雲出長常町1129-11				令和4年4月1日	160	
KYB労働組合三重支部	カヤバC S株式会社	津市雲出長常町1129-11				令和4年4月1日	32	
JAMジエイテクトブレージョンベアリング労働組合 名張支部	株式会社ジエイテクトブレージョンベアリング名張工場	名張市蔵持町芝出1109の1	-	-	1,129	令和5年5月23日	311	
JAMマキシシヨー労働組合	株式会社マキシシヨー	名張市夏見2832				令和5年5月19日	189	
NTN三重製作所労働組合	株式会社NTN三重製作所	桑名市多度町御衣野3601番地25	181,600	(8,823)	(1,103)	令和5年3月31日	838	
CKD労働組合 四日市支部	CKD株式会社 四日市工場	四日市市小牧町高山2800番地				令和5年6月15日	572	
NTN労働組合 桑名支部	NTN株式会社 桑名製作所	桑名市大字東方字土島2454番地	-	-	1,030	令和5年3月31日	1,159	
NTN労働組合 桑名支部	NTN株式会社 三雲製作所	松阪市小野江町750番地の1	-	-	1,030	令和5年3月31日	139	
NTN労働組合 桑名支部	NTN株式会社 精密樹脂製作所	員弁郡東員町大字穴太970	-	-	1,030	令和5年3月31日	111	
NTN労働組合 桑名支部	NTN株式会社 技術開発センター	桑名市大字東方字尾弓田3066番地	-	-	1,030	令和5年3月31日	278	
NTN労働組合 桑名支部	NTN株式会社 先端技術研究所	桑名市陽だまりの丘5丁目105番	-	-	1,030	令和5年3月31日	74	
JAM TVE労働組合 伊賀支部	株式会社TVE 伊賀工場	伊賀市川西1700番地1	164,800	(8,240)	(1,074)	令和4年6月8日	76	
日本ニードルローラー労働組合	株式会社ジエイテクトファインテック 伊賀工場	伊賀市佐那具町1535の1	-	-	1,142	令和5年4月1日	160	
			169,300	-	(1,085)	令和5年4月26日		
			173,500	-	(1,129)	令和5年4月1日		
計	15事業所						5,113	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の()内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。
(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の一部(■の部分)は申出者の希望により非開示とした。

三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			労働協約の適用労働者数(人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)		
JAM美和ロック労働組合	美和ロック株式会社	度会郡玉城町山神1028-1	—	—	—	934	令和5年6月20日 870
内田鍛工労働組合	内田鍛工株式会社	四日市市黄金町58番地	170,000	(8,161)	(1,041)	令和5年6月29日 125	
計	2事業所						995

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の（ ）内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の適用労働者数(人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
			176,000	(8,839)	(1,140)	令和5年4月21日		
			173,500	(8,749)	1,129	令和5年6月1日		
			166,500	(8,358)	1,083	令和5年5月25日		
			166,500	—	1,083	令和5年3月31日		
			173,500	—	(1,129)	令和4年4月1日		
			174,500	(8,725)	(1,126)	令和5年3月31日		
			171,000	—	(1,047)	令和5年3月23日		
			173,500	(8,745)	(1,129)	令和5年4月27日		
			169,000	—	(1,060)	令和5年4月1日		
			166,500	(8,122)	(1,015)	令和5年3月30日		
			174,500	(8,725)	(1,126)	令和5年3月31日		
			173,500	—	(1,119)	令和5年5月8日		
			173,500	(8,745)	(1,129)	令和5年3月31日		
			173,500	(8,763)	(1,129)	令和5年3月31日		
			167,000	(8,280)	1,049	令和5年3月31日		
			177,500	—	(1,155)	令和5年5月31日		
			160,000	(8,000)	1,010	令和5年5月26日		
計	17事業所						16,794	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の()内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の適用労働者数(人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
古河電気工業労働組合三重支部	古河電気工業㈱三重事業所	亀山市能褒野町20番地の16				令和5年4月1日	693	
フジクラ労働組合鈴鹿支部	(株)フジクラ鈴鹿事業所	鈴鹿市岸岡町1800				令和4年10月1日	134	
昭和電線労働組合三重地区	SWCC㈱ 三重事業所	いなべ市北勢町麻生田1326-1				令和5年5月1日	164	
計	3事業所						991	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の（ ）内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

三重労働局長

金尾 文敬 殿

令和 5年 6月 30日

地方協議会

山 真由

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において、三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業を営む使用者に使用される労働者 33,974人

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第16条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから
①生活の維持・防衛 ②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	16,362	概ね3分
三重県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、	= 0.482	の1以上
船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の		
の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業を営む使用者		
に使用される労働者	33,974	

(最も低い) 労働協約の金額 = 円／月額
= 円／日額 · 1,028円／時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 987円／時間額

5. 添付書類

①労働協約の写 ②申出合意書及び委任状 ③三重県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数 ④所定労働時間数及び所定労働日数



以上

2023年6月30日

三重労働局

局長 金尾 文敬 様

JAM 東海 三重県連絡会

会長 伊藤 久志

(愛知県名古屋市熱田区三本松町9-2)

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県一般機械器具製造業の最低賃金改定の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 本申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において、「三重県一般機械器具製造業」を営む使用者に使用される労働者数

14,661名

2. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名

三重県一般機械器具製造業

3. 申出の内容

上記2項の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1に達していることから、①生活の維持・防衛、②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

詳細内容	人数	割合
三重県において、三重県一般機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数	14,661	100.0%
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	5,113	34.9%

※ 概ね3分の1以上(33.4%) < 34.9%



労働協約上の最も低い額 1,030円／時間

現在適用されている法定最低賃金額 933円／時間（三重地方最低賃金）

5. 添付書類

- ① 三重県における三重県一般機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹労働者数の概数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける期間労働者の概数
- ② 最低賃金に関する労働協約および付属資料
- ③ 合意書および同意書

2023年6月30日

三重労働局

局長 金尾 文敬 様

JAM 東海 三重県連絡会

会長 伊藤 久志

(愛知県名古屋市熱田区三本松町 9-2)

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県洋食器・刃物・手道具・金属類製造業の最低賃金改定の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 本申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において、「洋食器・刃物・手道具・金属類製造業」を営む使用者に
使用される労働者数

2,185名

2. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名

三重県洋食器・刃物・手道具・金属類製造業

3. 申出の内容

上記2項の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1に達していることから、
①生活の維持・防衛、②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

詳細内容	人数	割合
三重県において、洋食器・刃物・手道具・金属類 製造業を営む使用者に使用される労働者数	2,185	100.0%
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	995	45.5%

※ 概ね3分の1以上 (33.4%) < 45.5%



労働協約上の最も低い額 934円／時間

現在適用されている法定最低賃金額 933円／時間（三重地方最低賃金）

5. 添付書類

- ① 三重県における洋食器・刃物・手道具・金属類製造業を営む使用者に使用される基幹労働者数の概数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹労働者数の概数
- ② 最低賃金に関する労働協約および付属資料
- ③ 合意書および同意書

三重労働局
労働局長 金尾 文敬 殿

全日本電機・電子・

6月 28日

三重

労働組合連合
議長 森 美

申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金の改定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電機計測器製造業及び他に分類されない電気機械器具製造業を除く。）、情報通信機械器具製造業（電子計算機・同附属装置製造業を除く。）又は電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者 28,782名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改定を求める。尚、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由（労働協約ケース）

(1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分1以上に達していることから法定最低賃金の改定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 16,794人

三重県における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス
製造業を営む使用者に使用される労働者数 28,782人 (58.3%)

(2) 適用労働者の生活の維持・防衛、更には賃金格差是正のために法定最低賃金の改正を求める

5. 労働協約上の賃金の最も低い額=160,000円／月（時間額 1,010円）

※上記金額は時間額のみの協定締結であり、月額から労働時間を換算した金額である
現在適用されている法定最低賃金額=952円／時間額

6. 添付書類

- ① 労働協約（覚書）の写し
- ② 合意書及び委任状、申出に係る労使の意思疎通
- ③ 三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の事業所数と
労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数
- ④ 月間の所定労働時間数及び所定労働日数の一覧



三重労働局長
金尾 文敬 殿

2023年 6月30日

三重県四日市市中町1-14
全日本電線工業組合連合会

三
議
善

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県電線・ケーブル製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において、電線・ケーブル製造業を営む使用者に使用される労働者

991名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金」

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1に達していることから①生活の維持・防衛②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 991名

三重県における電線・ケーブル業を営む使用者に使用される労働者数

1,361名 = 0.73 > 概ね3分の1以上

最も低い労働協約の金額 = 169,470円／月額

8,331円／日額

1,075円／時間額

現在適用されている法定最低賃金 = 970円／時間額

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申し出合意書類及び委任状、③三重県における電線・ケーブル製造業の事業所数と労働者の概数及び、このうちの当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数、④所定内労働時間数及び所定労働日数。

